

○岩見沢市電子入札運用基準

平成19年 3月28日制定
最終改正 平成30年 3月27日

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子入札の実施に当たって、適切かつ円滑な運用を図るため、岩見沢市電子入札規則（平成14年7月31日規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 定義

(1) 電子入札

電子入札システムによる入札書の提出をいう。

(2) 電子入札システム

電子情報処理組織により岩見沢市の入札事務を処理する情報処理システムをいう。

(3) サブシステム

電子入札サブシステムの略で、市役所内に設置した専用入力端末により入札書を提出するシステムをいう。

サブシステムは、事情により電子入札システムを利用できない入札者が電子入札に参加できるようにするためのシステムである。

(4) 紙入札

紙による入札書の提出をいう。

(5) ICカード

(財)日本建設情報総合センター及び(財)港湾空港建設技術サービスセンターが提供する電子入札コアシステムに対応する認証局が発行した電子的な証明書を格納するカードをいう。

(6) 電子入札案件

岩見沢市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約において、電子入札システムにより入札を執行する旨を入札公告又は指名通知等（以下「公告等」という。）にあらかじめ明示した案件をいう。

(7) 入札書

入札に必要な事項を記録した電磁的記録をいう。

2 電子入札システムの利用について

2-1 電子入札システムの利用を認める者

電子入札システムを利用できる者は、有資格者（岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）第2条及び第18条の規定に基づく資格を有するものと認められた者をいう。以下同じ。）のうち、2-2の登録を完了した者とする。

共同企業体においては、構成員全員から入札・見積に関する権限の委任を受けた代表者（以下「代表構成員」という。）のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

2-2 電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムを利用し入札に参加を希望する者は、ICカードを用いて電子入札システムへ利用者登録を行い、その後速やかに次に掲げる書類を契約検査管理課へ提出しなければならない。

- (1) 電子証明書（ICカード）登録申請書
- (2) 利用者登録情報の写し

本市は、上記の提出書類を審査した後、速やかに利用許可通知を電子メールで行うものとする。

2-3 ICカードの名義人

- (1) 単体企業

ICカードの名義人は、有資格者として登録された代表者とする。た

だし、代表者から入札及び契約締結に関する権限の年間委任を受けている者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とし、代表者の名義は認めないものとする。

(2) 共同企業体

ICカードの名義は、共同企業体の代表構成員の名義とし、代表構成員が単体企業として利用者登録したICカードで、電子入札に参加するものとする。

3 サブシステムの利用について

3-1 サブシステムの利用を認める者

サブシステムの利用は、有資格者のうち、事情により、電子入札システムを利用することができない者について認めるものとする。

3-2 サブシステムの利用者登録

サブシステムを利用し入札に参加を希望する者は、本市からIDを受け、パスワードの申請を行うものとし、この申請を受け、本市は利用者登録を行う。

3-3 サブシステムの設置及び受付場所

サブシステムの専用入力端末は、契約検査管理課に設置する。

3-4 サブシステムの利用

入札参加者がサブシステムにより入札書を提出しようとするときは、使用受付簿（代理人が入札をする場合には、委任状を添付したもの。）を受付に提出しなければならない。この場合において、使用受付簿又は委任状を提出せずに行われた入札は、無効とする。

3-5 電子入札システムへの変更

サブシステムの利用者が、ICカードの取得等により、電子入札システム

の利用が可能となった場合は、速やかに電子入札システムへ移行するよう努めるものとする。

ただし、公告等の日以降において、当該電子入札案件をサブシステムから電子入札システムに移行することは、認めないものとする。

4 電子入札システムからサブシステムへの変更

4-1 入札参加者の都合による場合

電子入札による入札参加者がICカードの紛失、破損若しくは名義人の変更又はパソコン若しくはインターネット環境の障害等のやむを得ない理由により電子入札システムの利用ができない場合には、その理由を明記した申請書を本市に提出することにより、サブシステムを用いて当該電子入札案件に参加することができる。

なお、この申請後において、当該電子入札案件に電子入札システムを利用することは、認めないものとする。

4-2 本市の都合による場合

本市の都合（システム障害等）によりサブシステムによる入札又は紙入札に変更する場合には、変更の公告等によるほか、電子入札システム（サブシステム利用者には書面の送付）によりその旨を通知するとともに、必要に応じ契約検査管理課ホームページにおいて周知するものとする。

4-3 電子入札システム利用者のパスワード登録について

電子入札システム利用者であっても、4-1又は4-2によりサブシステムを利用する場合があることから、サブシステム利用者と同様に、あらかじめ3-2によるパスワードの申請を行うものとする。

5 入札参加申込に伴う添付資料について

5-1 電子入札システムによる資料の添付

一般競争入札の参加申請書等に添付する資料は、公告等において別途指定がある場合を除き、原則として、電子入札システムにより電子ファイルで提出するものとする。ただし、容量が3MBを超えるファイルを添付することはできないので、この場合には、持参による提出を認めるものとする。

また、当該資料を持参するときは、特に指定した場合を除き、定められた期限までに一括で提出するものとし、資料の一部を分割して電子入札システムに添付した場合には、これを受理しないものとする

5-2 アプリケーション及びバージョンの指定

電子入札システムにより入札参加申請書等に資料等を添付する際に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次のいずれかを使用するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

Microsoft Word ファイル	Word 形式での保存
Microsoft Excel ファイル	Excel 形式での保存
PDF ファイル	Acrobat Reader で読み取りができる形式での保存
テキストファイル	—
画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

5-3 圧縮方法の指定

ファイルを圧縮する場合は、LZH又はZIP形式とし、自動解凍方式は認めない。

5-4 サブシステムで入札参加の場合の添付資料

サブシステムの利用者は、5-1の資料を原則として持参又はFAXにより提出するものとする。

5-5 資料の再提出について

入札参加者は、5-1又は5-4により提出した資料を誤記等により再提出（差替え）しようとする場合には、その提出期限までに本市に口頭又は文書により申し出をし、承認を得なければならない。

5-6 ウィルス対策について

入札参加者は、5-1により提出する資料のウィルス感染を防止するため、常に必要な措置をとらなければならない。

万一、提出された資料にウィルス感染が判明した場合、本市は、当該入札参加者に対してその旨を直ちに連絡・警告するとともに、当該資料を原則として持参により再提出するよう指示するものとする。この場合において、当該入札参加者は、ウィルスの駆除や使用機器の変更等の処置を直ちに講じなければならない。また、有効な処置がなされたと判断されるまでの間、電子入札システムを利用することができないものとする。

6 入札書の提出について

6-1 入札書の提出等

入札参加者は、公告等で示された期限までに入札書を提出しなければならない。

提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

6-2 積算内訳書の提出について

電子入札による入札参加者が提出する積算内訳書は、入札書の提出時に電子入札システムにより電子ファイルで添付するものとする。ただし、サブシステムを利用する場合にあっては、入札書の提出時に、工事番号、工事名及び業者名を記載した封筒に封入・割印した積算内訳書を受付に提出するものとする。

6-3 辞退届の提出について

一般競争入札において競争参加資格確認通知書受理後（指名競争入札においては指名通知書受理後）に入札の辞退を希望する者は、入札締切日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。

電子入札サブシステムを利用する者にあつては、紙により、入札辞退届を提出するものとする。

辞退届を提出した後は、辞退届の取消・撤回（同一入札案件に参加すること）はできない。

6-4 入札書提出後の辞退について

入札書提出後の辞退は、認めない。

7 開札について

7-1 開札時未提出の取扱いについて

入札締切日時までに、入札書又は辞退届の提出がない場合（一般競争入札の場合を除く。）は、「不参加」として取扱うものとする。

7-2 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書等の発行まで、著しく遅延する場合（5時間程度を目安とする。）には、必要に応じ、電子入札システム又は契約検査管理課ホームページにより情報提供するものとする。

7-3 積算内訳書の取扱い

入札執行員は、落札候補者（当該電子入札案件において、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者をいう。）が提出した6-2の積算内訳書について、開札時に積算金額その他記載事項の確認を行い、内容に不備がある場合には、当該入札書を無効とするものとする。なお、入札書を無効とした場合には、落札者が決定するまで、次順位者以降の者に対し

て同様の確認を順次行うものとする。

7-4 くじになった場合の取扱い

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムのくじ機能（当該入札参加者が入札書提出時に入力した任意の数字（サブシステム利用者の場合はデータ取込時に自動付番される数字）と入札書提出時刻を用いた演算式により落札者を決定する機能）によりくじを実施するものとする。

7-5 再度入札及び入札不調

再度入札を執行する場合には、電子入札システム（サブシステム利用者にあつてはFAX）により、対象となる入札者全員に入札書の提出期限等を直ちに通知のうえ、遅くとも第1回の開札日の翌日までに再度の開札を行うものとする。

再度入札によっても落札者がいない等の理由により入札不調となった場合には、その旨を、電子入札システムによる入札者には電子入札システムにより通知し、サブシステムによる入札者には契約検査管理課ホームページにより周知するほか、必要に応じて電話連絡等を行うものとする。

7-6 入札（開札）日時の変更について

本市の都合により、入札（開札）日時を変更する場合には、4-2の規定を準用する。

8 落札決定通知の発行について

開札により電子入札案件の落札者が決定したときは、入札参加者（サブシステムによる入札者にあつては落札者のみ）に対し、落札者が決定した旨を電子入札システム（サブシステムによる入札者に対してはFAX）により通知するとともに、開札結果を契約検査管理課ホームページに公表するものとする。

9 契約関係書類の交付について

電子入札案件に係る契約関係書類は、「落札決定通知」発行後、契約検査管理課で交付するものとする。なお、公告等において契約保証金が必要とされている場合、落札者は、契約関係書類を受領するときに「契約保証に関する届出書」を提出するものとする。

10 入札者及び入札に参加しようとする者の責任

入札参加者が送信する参加申請書、入札書及び添付資料等（以下「送信データ」という。）は、電子入札システム又はサブシステムに備えられたファイルに到達した時点で提出があったものとする。

電子入札システム利用者は、送信データの到達を表示画面により確認のうえ、必要に応じて印刷を行うものとし、サブシステム利用者は、入札書の提出後に印刷される控を保管するものとする。

なお、提出後、「受信確認通知」又は「送信完了画面」が表示されない（電子入札サブシステムにあっては入札書控が印刷されない）場合には、再度操作することとし、それでもなお同様のときは、送信データが到達していない恐れがあることから、速やかに契約検査管理課に連絡するものとする。

11 障害発生時の対応について（紙入札への変更等）

システム等の障害により、電子入札の執行が困難な場合、状況を調査し、復旧見込等を総合的に判断し、入札参加申込及び入札（開札）の延期又は中止、紙入札への変更などの対応をとるものとする。この場合、状況に応じて、契約検査管理課ホームページ、電子入札システム、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表するものとする。

附 則（平成30年3月27日）

この基準は、平成30年4月1日から適用する。